

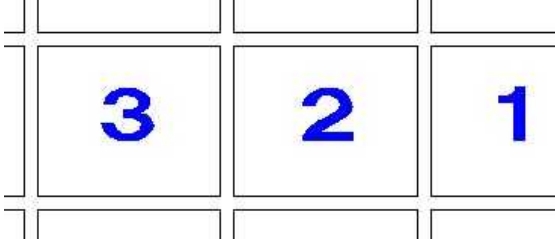
住居表示に関する手続きについて

蒲郡市の一部（新井町・八百富町・神明町・本町・上本町・中央本町・元町・宝町・御幸町・宮成町・緑町・旭町・丸山町・竹島町・松原町・港町・栄町）では、住居表示が実施されています。住居表示地区では土地の地番と住所の表示が異なるため、家屋を新築、解体した場合は住居表示の申請が必要です。（例えば市役所の土地の地番は旭町467番ですが、住居表示は旭町17番1号となっています。）

（住居表示とは）

「住居表示に関する法律」に基づき、土地の地番を用いなくて、「街区符号」と「住居番号」をもって表わす方法のことをいいます。「街区符号」とは、区域内を道路などにより区分した一つ一つのブロックにつけた番号であり、「住居番号」とは、ブロック内を時計回りに15メートル間隔でつけた番号のことを言います。住居表示地区では「蒲郡市 町 番号」と表示され、**○**が「街区符号」、**○**が「住居番号」です。

<街区符号：例>

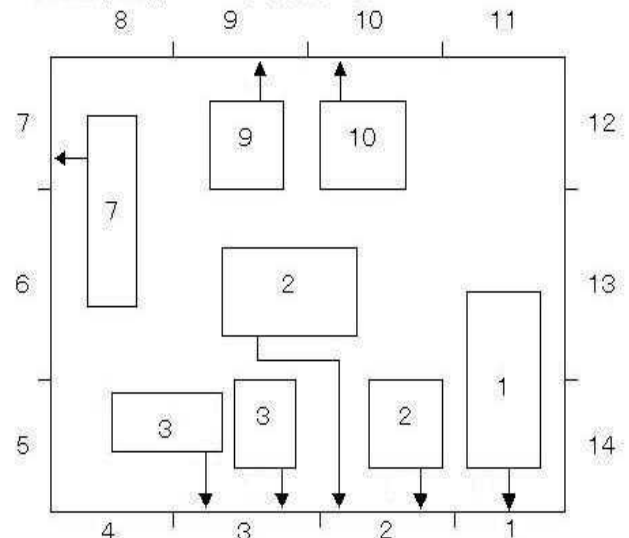


（道路などにより区分した一つ一つのブロックにつけた番号）

（例）右の図の中央にある家屋では、「**○** 町 2番」の街区に属しており、玄関から出て住居番号「**2**」号へ出るため、「**○** 町 2番 2号」となります。玄関の向きではなく、実際にどの住居番号へ出るのかによって決まるため、同じ住居番号のところへ出る建物が複数あれば、すべて同じ住所となってしまいますが、間違いではありませんのでご注意ください。

○○町2番

<住居番号：例>



（ブロック内を時計回りに15メートル間隔でつけた番号）

建物の出入り口（玄関）からどの住居番号に出るのかによって住居番号が決まります。

Q：住居表示の申請は、どういうときするのですか？

A：住居表示実施地区に、建物を新築したとき、建物を建て替えるなどして、出入り口を変更したとき、建物を取壊したとき に市民課窓口での申請が必要になります。

Q：住居表示の申請者は誰になりますか？

A：当該建物の関係者が申請者となります。（所有者、管理者、不動産業者、建築業者）

Q：申請手続きには何が必要ですか？

A：申請書と建築確認申請に使用した書類（1階平面図と建物配置図）
また、建物の場所をお尋ねすることがあります。

Q：申請後、どのくらいで住所が決定されますか。そのあとも手続きがありますか？

A：申請をしていただいた日から、5営業日前後で住所が確定します。上棟後であれば申請可能ですのでお急ぎの場合はお早めに申請ください。

住所決定後、「街区付号・住居番号付定通知書」と「青色のプレート」を交付します。
プレートはよく利用される入り口付近（玄関・門柱など）に貼り付けをお願いします。

お 願 い

住所異動の手続をされる場合は、必ず郵便局にも「転居ハガキ」を出してください。
郵便局へ提出用の転居ハガキは、市民課カウンターにもおいてあります。